

29監特第77号
平成30年 3月23日

(請求人様)

名古屋市監査委員	藤 沢 ただまさ
同	岡 本 やすひろ
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

名古屋市職員措置請求について（通知）

平成30年 3月 1日に提出された29監特第61号の名古屋市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本件請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本件請求は、平成29年11月24日に入札公告された国際会議場屋根付歩廊整備事業について、平成28年度及び平成29年度に発注された委託業務において道路占用基準の整理をすべきだったがされておらず、基本設計を繰り返し行っていることは地方自治法第 2条第14項及び地方財政法第 4条第 1項に違反する、また、道路占用基準違反の仕様で発注を行ったことは地方自治法第 2条第16項に違反すると主張し、契約の中止など必要な措置を求めるものと思料される。

ところで、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、違法又は不当な財務会計上の行為等の事実を証する書面を添付しなければならないとされており、その対象とする財務会計上の行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるよう

に個別的、具体的に摘示しなければならないとされている。また、財務会計上の行為が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に摘示していないとされている。

本件請求において請求人は、当該屋根付歩廊が道路占用基準違反であるとの前提に立ち、平成28年度及び平成29年度に発注された委託業務において道路占用基準の整理をすべきだったがされておらず、基本設計を繰り返し行っていると主張しているが、請求人の意見を述べているにすぎず、財務会計上の行為の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

なお、地方自治法第 2条第14項及び地方財政法第 4条第 1項の違法性については、「長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである」とし、そのうえで裁量権については、「長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である」とする判例があるところ、本件請求については、裁量権の逸脱又は濫用を示しているとは言えない。

また、道路占用基準違反の仕様で発注を行ったとの主張については、平成30年 1月12日付29監特第39号で通知したとおり、当該屋根付歩廊は、今後、道路占用許可申請がされ、道路管理者による許可基準への適合性の判断がされるものであり、財務会計上の行為の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本件請求は、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)